

役場からのお知らせ

建設課

問い合わせ 建設課 建築住宅係 まで

●平成21年度木造住宅耐震診断申込受付(無料)について

6月1日(月)から6月30日(火)まで申込を受け付けます。 ※先着順
八百津町では、平成18年度から住宅の耐震性能の向上をはかるため、木造住宅の耐震診断に助成を行ってきましたが、木造住宅の更なる耐震化を促進するため、平成20年度より木造住宅耐震診断を無料で実施しています。



木造住宅耐震診断事業

申込要件

- 受診する木造住宅の所有者であること。
- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
- 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法によるものであること。
- 町税等の滞納がないこと。

※昭和56年以降に増築を行っている場合、内容により申込みできないこともあります。

事業内容

県に登録された岐阜県木造住宅耐震相談士が訪問し、耐震診断を行います。後日、診断計算結果と、補強のためのアドバイス(概算の補強工事費等)を説明します。

※また、診断の結果、一定基準以下と判定された場合で、補強工事を行う際にも補助制度があります。

住民税務課

問い合わせ 住民税務課 住民税係 まで

●個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

65歳以上の公的年金の受給者で個人住民税を納税されている方にお知らせです。今まで住民税(町民税・県民税)を、納付書や口座振替又は、給与特別徴収で納められていた方で、今回の制度導入により、公的年金部分にかかる個人住民税を公的年金から特別徴収(天引き)することになります。

■この制度の対象者は

4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者が対象です。
前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方が対象です。

■年金特別徴収される所得とは

公的年金所得に係る住民税を特別徴収の対象とします。
公的年金以外(給与・不動産等)の所得にかかる住民税は、今までどおり給与特別徴収又は普通徴収で納めていただきます。

■10月の年金支給分から特別徴収が始まります

年金特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。
平成21年度の税額の半分は、普通徴収(6月・8月)納付書又は口座振替になり、平成21年10月から公的年金の特別徴収(10月・12月・翌年2月)になります。

■対象者に対するお知らせは

6月中旬発送の「平成21年度町民税・県民税(普通徴収)納税通知書」の中に普通徴収(自分で納める)欄及び公的年金からの特別徴収(天引き)欄に徴収期(月)徴収金額が記載されておりますので、納税通知書が届きましたらご確認ください。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度へのご理解をよろしく願います。